

## 中華人民共和國最高人民法院

# 人身損害賠償事件の審理に当たって適用される 法律に関する若干の問題の解釈

(2003年12月4日最高人民法院審判委員會第1299回會議により可決)\*

岳 衛 (訳)

人身損害賠償事件を正確に審理し、法律に基づいて当事者の正当な権利および利益を保護するため、「中華人民共和國民法通則」(以下民法通則と略称する)、「中華人民共和國民事訴訟法」(以下民事訴訟法と略称する)等関連法律規定に基づき、審判の実践と結び付けて、法律の適用問題について次のとおり解釈を行う。

### 第1条

生命、健康、身体が侵害されたことを理由に、賠償権利者は賠償義務者に対して、経済的損害および精神的損害の賠償を請求する訴えを提起する場合、人民法院はこれを受理すべきである。

本条にいう「賠償権利者」とは、不法行為またはその他の傷害原因により直接人身損害を受けた被害者、被害者が法律に従い扶養義務を負う被扶養者および死亡被害者の近親をいう。

本条にいう「賠償義務者」は、自己または他人の不法行為ならびにその他の傷害原因により、法律に従い民事責任を負うべき自然人、法人あるいはその他の組織をいう。

### 第2条

被害者が、故意、過失により損害を発生または拡大させた場合、民法通則第131条に基づいて、賠償義務者の賠償責任を軽減または免除することができる。ただし、不法行為者が故意または重大な過失によって人に損害を加え、被害者は単なる軽過失にすぎない場合、賠償義務者の賠償責任は軽減されない。

民法通則第106条第3項を適用して、賠償義務者の賠償責任を確定する際、被害者に重大な過失がある場合、賠償義務者の賠償責任は軽減することができる。

### 第3条

2人以上の者が、共同の故意もしくは過失によって人に損害を加えた場合、または共同の故意もしくは過失を有しないが、それらの不法行為の直接の結果として損害を生じさせた場合、共同不法行為を構成し、民法通則第130条に従い連帯責任を負わなければならない。

2人以上の者が、共同の故意もしくは過失を有せず、各人の別々に行われた単独行為が間接に結びつき、その結果損害を生じさせた場合、過失もしくは発生原因への寄与度の割合によって、その賠償責任を負わなければならない。

### 第4条

2人以上の者が、共同で他人の人身の安全を脅かす行為を行い、損害を生じさせ、実際の不法行為者をそのいずれかが特定できないときは、民法第130条に従い連帯責任を負わなければならない。共同危険行為者は自己の加害行為と損害結果との間に因果関係が存在しないことを証明できれば、賠償責任を負わない。

### 第5条

賠償権利者が一部の共同不法行為者を提訴する場合、人民法院は他の共同不法行為者をも共同被告とすべきである。賠償権利者が訴訟中において、一部の共同不法行為者に対する提訴を取り下げた場合、他の不法行為者は当該不法行為者の負うべき賠償責任を負わない。各人の責任範囲の確定が困難である場合、共同不法行為者は平等な責任を負うことと推定する。

人民法院は提訴を取り下げた場合の法律効果を賠償権利者に告げなければならない。また提訴が取り下げられたことを法律文書に明確に記述しなければならない。

### 第6条

宿泊、飲食、娯楽等経営活動またはその他の社会活動に従事する自然人、法人、その他の組織が、合理的な範囲内の安全配慮義務を怠ったことにより他人に人身損害をもたらす、賠償権利者がその賠償責任を追及する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

第三者の権利侵害の結果、損害が生じる場合、不法行為を行った第三者が賠償責任を負う。安全配慮義務者が過失を有する場合、その損害の発生を防止または抑止できる範囲内において、その補充的な賠償責任を負わなければならない。安全配慮義務者は賠償責任を履行した後、第三者に求償することができる。賠償権利者は安全配慮義務者を提訴する場合、第三者を共同被告としなければならない。ただし、第三者を特定できない場合は除く。

## 第7条

法律に従い、未成年者に対して教育、管理、保護義務を有する学校、幼稚園またはその他の教育機関は、その職責範囲内の関連義務を怠ったことにより、未成年者に人身損害をもたらし、または未成年者が他人に人身損害を加えた場合、その過失に応じて賠償責任を負わなければならない。

第三者が不法行為により未成年者に人身損害を加えた場合、賠償責任を負わなければならない。学校、幼稚園等教育機関は、過失がある場合、それに相応する補助的な賠償責任を負わなければならない。

## 第8条

法人またはその他の組織の法定代表者、責任者および職員は業務執行中に人に損害を加えた場合、民法通則第121条の規定に基づき、当該法人またはその他の組織が民事責任を負う。業務執行以外の時に人に損害を加えた場合、当該行為者が賠償責任を負う。

「国家賠償法」に属する事由について、「国家賠償法」の規定に基づいて処理する。

## 第9条

被用者はその業務に従事している間に人に生じた損害について、使用者がこれを賠償しなければならない。被用者は、故意または重大な過失により人に損害を加えた場合、使用者と連帯して賠償責任を負わなければならない。使用者が連帯責任を負うときは、被用者に求償することができる。

前項にいう「その業務に従事する」とは、使用者の授権または指示のある範囲内において、生産経営活動またはその他の労務活動に従事することをいう。被用者の行為は授権された範囲を超えていても、その外形としては業務または業務と関連のある活動を履行しているのであれば、「その業務に従事する」と認定される。

## 第10条

請負人がその請負業務中において、第三者に損害を加え、または自身に損害が生じた場合、注文者は賠償責任を負わない。ただし、注文者は、発注、指示または選任について過失がある場合、その賠償責任を負わなければならない。

## 第11条

使用者は、被用者がその業務中蒙った人身損害を賠償しなければならない。雇用関係以外の第三者が被用者に人身損害を加えた場合、賠償権利者は第三者に対して損害賠償を請求することができ、または、使用者に対して損害賠償を請求す

人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈（岳）

することもできる。使用者が損害を賠償したときは、第三者に求償することができる。

その業務中、生産事故により被用者に生じた人身損害につき、注文者もしくは元請人は請負人もしくは下請人がその業務に従事する資質または安全生産条件を欠いてことを知っているまたは知るべきであった場合、使用者と連帯して賠償責任を負わなければならない。

「労災保険条例」が調整する労働関係および労災保険範囲内のものについては、本条の規定を適用しない。

#### 第12条

法律に従い「労災統一保険」に加入すべきである使用者に属している労働者が、労災事故により人身損害を受け、これにより、当該労働者またはその近親が人民法院に使用者に対して民事賠償を請求する訴えを提起した場合、これらの者に「労災保険条例」の規定に基づき処理することを告げる。

使用者以外の第三者の不法行為によって、労働者が人身損害を受け、賠償権利者が第三者に民事賠償を請求する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

#### 第13条

他人に無償で労務を提供する手伝人は、その手伝い仕事において人に損害を加えた場合、被手伝人は賠償責任を負わなければならない。被手伝人はその手伝を明確に拒否したときに、賠償責任を負わない。手伝人には故意または重大な過失があり、賠償権利者が被手伝人と手伝人に対し連帯責任を追及する場合、人民法院はこれを支持しなければならない。

#### 第14条

被手伝人は、手伝人が手伝い仕事によって蒙った人身損害を賠償しなければならない。被手伝人は、明確に手伝いを拒否したときは、賠償責任を負わない。ただし、（被手伝人は）受益範囲を限度に適当な補償をすることができる。

手伝人は第三者の不法行為によって人身損害を受けた場合、第三者が賠償責任を負う。第三者を特定できず、または第三者が賠償能力を欠いているとき、被手伝人は適当な補償をすることができる。

#### 第15条

国家、集団または他人の正当な権利および利益を守るために人身損害を受けた場合、不法行為者が存在しない、特定できない、または賠償能力を欠いているため、賠償権利者が受益人に対し、享受した利益を限度に適当な補償を求めるとき、

人民法院はこれを支持しなければならない。

#### 第16条

以下に定める事項について、民法通則第126条が適用され、所有者または管理者が賠償責任を負う。ただし、自身に過失がないことを証明できる場合を除く。

- (一) 道路、橋梁、トンネル等人工建築物の維持、管理の瑕疵によって、人に損害を生じさせたこと。
- (二) 積荷の落下または倒壊により人に損害を生じさせたこと。
- (三) 樹木の倒れ、折れまたは果実の落下により人に損害を生じさせたこと。

前項の第(一)事項につき、設計、施工の欠陥によって損害を生じさせた場合、所有者、管理者および設計者、施工者は連帯して責任を負う。

#### 第17条

人身損害を受けた被害者が医療機関において治療を受けるために生じた各医療費用、および就労不能により減少した収入については、賠償義務者はこれを賠償しなければならない。賠償項目の中には、医療費、就労不能により減少した収入、看護費、交通費、宿泊費、入院食事補助費、必要な栄養費が含まれる。

被害者が後遺障害を残した場合、それにより増加した日常生活を営むための必要費用、および労働能力の喪失により生じた収入減少の損失についても、賠償義務者はこれを賠償しなければならない。賠償項目の中には、障害賠償金、障害補助器具費、被扶養者の生活費が含まれる。また、機能回復訓練介護、継続治療のため実際に発生した必要な機能回復訓練費用、介護費、後続治療費についても、賠償義務者はこれを賠償しなければならない。

被害者が死亡した場合、賠償義務者は被害者になされた応急手当の状況により、本条第1項に定められた関係費用を賠償しなければならない。さらに、葬儀費、被扶養者の生活費、死亡補償費および葬式を行うために必要とされる被害者親族の交通費、宿泊費、就労不能により減少した収入、およびその他合理的費用についても、賠償義務者はこれを賠償しなければならない。

#### 第18条

被害者または死亡した被害者の近親に精神的な損害が生じたことにより、賠償権利者が人民法院に慰謝料請求の訴えを提起する場合、最高人民法院「民事不法行為による精神損害賠償責任の確定に関する若干の問題の解釈」を適用して、責任範囲を確定する。

慰謝料請求権については、これを譲渡または相続することはできない。ただし、賠償義務者は、金銭賠償をすることを書面をもって承諾した場合、または賠償権

人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈（岳）

利者がすでに人民法院に提訴した場合は、これに拘束されない。

#### 第19条

医療費は、医療機関が発行した医薬費、入院費等の領収書に基づき、カルテならびに診断証明等関係証拠に照らして確定する。賠償義務者は治療の必要性及び合理性について異議を申し立てた場合、その立証責任を負う。

医療費の賠償金額については、一審法廷弁論終結前において実際に発生した金額をもってこれを確定する。器官機能回復訓練に必要な費用、適当な整容費および他の後続治療費については、賠償権利者は実際に費用が発生した後に改めて訴訟を行うことができる。ただし、医療証明または鑑定結果に基づいて確定された、将来において必然的に発生する費用については、これをすでに発生した医療費とともに賠償することができる。

#### 第20条

就労不能により減少した収入の金額については、被害者の就労不能期間および収入状況に基づいて、これを確定する。

就労不能期間は、被害者が治療を受けた医療機関の発行した証明によって確定する。被害者は傷害を原因に継続的に就労不能の状態に陥った場合に、就労不能期間は、障害等級が決定される日の前日までを含めて算定できる。

被害者に固定収入がある場合、就労不能により減少した収入金額は、実際の減少額に基づいて算定する。被害者に固定収入がない場合、本人の直近3年間の平均収入を基準に算定する。被害者が本人の直近3年の平均収入状況を立証できない場合、訴訟を受理する法廷所在地にある同業種、またはそれに近い業種の職員、従業員の前年度の平均給与を基準に算定する。

#### 第21条

介護費用は、介護者の収入状況および介護者の人数、介護期間に基づいて確定する。

（介護費用は）、介護者が収入を有する場合、就労不能により減少した収入の金額の算定方法を参照して算定する。介護者が収入を有せず、または介護手伝人を雇う場合は、現地における同等の介護作業に従事する介護手伝人の労務報酬を参照して算定する。介護手伝人の人数は、原則として1人とする。ただし、医療機関または鑑定機関により明確な意見が出された場合、それを参照して介護手伝人の人数を確定することができる。

要介護期間は、被害者が自力で日常生活ができる状態に回復する日までを含めて算定しなければならない。被害者は障害により自力で日常生活ができる状態に

回復できない場合、その者の年齢、健康状態等の要素に基づき、合理的な介護期間を算定することができる。ただし、20年を上限とする。

障害等級が確定された後の被害者の介護は、要介護の程度に障害補助器具を装着する状況などに照らして、要介護等級を確定しなければならない。

#### 第22条

交通費は、被害者及び必要とされる付添人が、医者にかかったまたは転院治療のため実際に発生した費用をもって算定する。交通費の算定は、正式の領収書に基づいてなすことを要する。関係領収書は医者にかかった場所、時間、人数、回数と一致しなければならない。

#### 第23条

入院食事補助費は、現地国家機関の一般職員の出張食事補助費基準を参照して確定することができる。

被害者は確かに他の地域で治療を受ける必要があるが、客観的な原因で入院不能の場合、被害者本人およびその付添人が実際に発生した宿泊費及び食費については、その合理的な部分を賠償しなければならない。

#### 第24条

栄養費は被害者の受けた傷害の状況に基づき、医療機関の意見を参照して確定する。

#### 第25条

障害賠償金は、被害者の喪失した労働能力または障害等級に応じて、訴訟を受理する法院所在地における都市住民の前年度1人当たりの平均支配可能収入、または農村住民の1人当たりの平均純収入に基づき、障害等級が決定した日から20年を期間として算定する。ただし、満60歳以上の場合、その期間は年齢が1歳増えるごとに1年を減らすことにする。満75歳以上の場合、その期間は5年とする。

被害者は障害を残したが、実際に収入が減少しておらず、または障害等級はそれほど高くないが、その障害が仕事を妨げる原因となり、被害者の就職、仕事に重大な影響を与えた場合、障害賠償金の金額をそれらに応じて調整することができる。

#### 第26条

障害補助器具費用は、普通適用器具の合理的な費用基準に基づき算定する。負傷の状態によって、特殊な需要がある場合、補助器具生産機構の意見を参照して、それに相応する合理的な費用標準を確定することができる。

補助器具の交換周期および賠償期限は補助器具の生産機構の意見を参照して確

定する。

#### 第27条

葬儀費は、訴訟を受理する法院所在地における前年度の労働者の平均月収を基準に、6ヶ月間のその合計として算定する。

#### 第28条

被扶養者の生活費については、扶養者が喪失した労働能力の程度に応じて、訴訟を受理する法院所在地における前年度都市住民1人当たりの消費性支出および農村住民1人当たりの生活消費支出を基準に、これを算定する。被扶養者が未成年者である場合、満18歳までこの計算に含める。被扶養者が労働能力のない者であって、かつ他に生計の道がない場合、20年間として計算する。ただし、満60歳以上の場合、年齢が1歳増えるごとに1年を減らすことにする。満75歳以上の場合、5年として計算する。

被扶養者とは、被害者が法律に従い扶養義務を有する未成年者、または労働能力を喪失し、かつ他に生計の道がない成年近親をいう。被扶養者には他に扶養者がいる場合、賠償義務者は法律に従い負担すべき部分のみを賠償する。被扶養者が数人存在する場合、毎年賠償金総額は累計して前年度都市住民1人当たりの消費性支出額、または農村住民1人当たりの生活消費支出額を超えないものとする。

#### 第29条

死亡賠償金は、訴訟を受理する法院所在地における前年度都市住民1人当たりの平均支配可能収入、または農村住民1人当たりの平均純収入を基準に、20年間として算定する。ただし、満60歳以上の場合、年齢が1歳増えるごとに1年を減らすことにする。満75歳以上の場合、5年として算定する。

#### 第30条

賠償権利者は、その住居地または平常の住居地の都市住民1人当たりの支配可能収入、または農村住民1人当たりの純収入が訴訟を受理する法院所在地の基準よりも高いことを証明できれば、障害賠償金あるいは死亡賠償金はその住居地または平常の住居地の関係基準に基づき算定する。

被扶養者の生活費の算定基準は、前項の原則に基づいて確定する。

#### 第31条

人民法院は、民法通則第131条および本解釈第2条の規定に基づいて、第19条から第29条までの各財産損害の実際賠償金額を確定しなければならない。

前項で確定された経済的損害賠償金と第18条第1項の規定により確定された慰



謝料は、原則として一括して支払わなければならない。

#### 第32条

確定された介護期間、補助器具費給付期間または障害賠償金給付期間を超えて、賠償権利者は人民法院に介護費、補助器具費あるいは障害賠償金の継続給付を請求する訴えを提起する場合、人民法院はこれを受理しなければならない。賠償権利者は継続的な介護が必要である場合、継続的に補助器具を作る必要がある場合、または労働能力を喪失したおよび生計の方途がない場合、人民法院は賠償義務者に5年間から10年間までの年数として計算される関係費用を賠償させる判決を下さなければならない。

#### 第33条

賠償義務者は障害賠償金、被扶養者生活費、障害補助器具費について、定期金方式で支払うことを請求する場合、それに応じる担保を提供しなければならない。人民法院は、賠償義務者の給付能力および提供された担保の状況に基づいて、定期金方式で関係費用を支払うことを確定することができる。ただし、一審法廷弁論終結前にすでに発生した費用、死亡賠償金および慰謝料について、一括して支払わなければならない。

#### 第34条

人民法院は法律文書の中で定期金の支払期間、方式および毎回支払基準を明確に示さなければならない。履行期間中に、関係統計データに変化が発生した場合、それに応じて適時に支払金額を調整すべきである。

定期金は賠償権利者の実際生存年数によって支払う。本解釈の関係賠償期間の制限には拘束されない。

#### 第35条

本解釈にいう「都市住民1人当たりの支配可能収入」、「農村住民1人当たりの純収入」、「都市住民1人当たりの消費性支出」、「農村住民1人当たりの生活消費支出」、「職員平均給与」は、政府統計部門が公表した各省、自治区、直轄市および経済特区と計画単列市（筆者注＝日本の政令指定都市に相当する）の前年度の関係統計データによって確定する。

本解釈でいう「前年度」とは、一審法廷弁論終結時の前の統計年度をいう。

#### 第36条

本解釈は2004年5月1日から施行する。2004年5月1日以後、一審において新たに受理する人身損害賠償事件は、本解釈の規定を適用する。すでに有効判決が出されたが、法律に従い再審される事件は、本解釈の規定を適用しない。

人身損害賠償事件の審理に当たって適用される法律に関する若干の問題の解釈(岳)

本解釈が公布, 施行される前にすでに発効, 施行されていた司法解釈について, その内容が本解釈と一致しない場合, 本解釈を基準とする。

\* 司法解釈(2003年)20号。